

札内福祉センター改築基本計画策定委託事業者選考委員会要綱

(設置)

第1条 札内福祉センターの改築に関する基本計画策定委託事業者（以下「事業者」という。）の選考を行うため、札内福祉センター改築基本計画策定委託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事業者を選考し、その結果を町長に報告するものとする。

2 委員会は、前項に規定する事業者の選考に当たって、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業者の選考方式に関すること。
- (2) 事業者の選考基準に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副町長をもって充てる。

3 委員には、教育委員会教育長、総務部長、民生部長、建設部長、札内支所長及び教育委員会教育部長をもって充てる。

(委員長及び委員の任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、企画室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条第1項の規定による報告をした日の翌日にその効力を失う。